



# 三重県公報

平成23年3月31日(木)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
20	三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則	(自然環境室)	2
21	三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	23

## 規 則

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月三十一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

三重県規則第二十号

三重県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

三重県自然環境保全条例施行規則（平成十五年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 三重県自然環境保全地域	の指定及び保全（第二条―第十八条）」を	「第二章 多様な自然環
		第一節 三重県自然
		第二節 生態系維持

境の保全

環境保全地域の指定及び保全（第二条―第十八条）に改める。

回復事業（第十八条の二―第十八条の八）

第二章の章名を次のように改める。

第二章 多様な自然環境の保全

第二章中第二条の前に次の節名を付する。

第一節 三重県自然環境保全地域の指定及び保全

第七条第一項第三号ル中「第二十二号、第十一条第八号」を「第二十五号、第十一条第十一号」に改め、同号  
ツ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条中第二十三号を第二十六号とし、第二十二号を第二十五  
号とし、第二十一号を第二十四号とし、第二十号の次に次の三号を加える。

二十一 知事が指定する区域内において木竹を損傷する場合 当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行わ  
れる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。

二十二 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の  
保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまく場合  
当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及  
ぼすおそれが少ないこと。

二十三 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の  
保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つ場合（当該指定する動物が家畜であ  
る場合における当該家畜である動物の放牧を含む。） 当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周  
辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

第十条各号列記以外の部分中「第十一条第十項第二号」を「第十一条第十項第三号」に改め、同条中第十号を  
第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定に基づ  
き環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又  
は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内  
において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協  
議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

十一 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び  
非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持する  
ための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第十一条各号列記以外の部分中「第十一条第十項第三号」を「第十一条第十項第四号」に改め、同条第一号ヨ  
中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第十号中「第七号」を「第十号」に改め、同条第十  
二号とし、第七号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の三号を加える。

七 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

- イ 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
- ロ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
- ハ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ニ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- ホ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ヘ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

- ト 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- チ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
- リ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成十五年法律第百三十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ヌ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- ル 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- ヲ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- 八 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくことであつて、森林の整備及び保全を図るために条例第十一条第四項第八号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（条例第十一条第四項第八号の知事が指定する区域内において行うものに限る。）。
- 九 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの
- イ 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十一条第四項第九号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（条例第十一条第四項第九号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。
- ロ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- ハ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬であつて、次に掲げるもの
- (1) 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
- (2) 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。
- 第十二条中「第十二条第三項第四号」を「第十二条第三項第五号」に改める。
- 第十三条各号列記以外の部分中「第十二条第三項第五号」を「第十二条第三項第六号」に改め、同条第一号中「第九号イ」を「第十二号イ」に、「第九号ハ」を「第十二号ハ」に改める。
- 第十四条第一項中「第十二条第三項第六号」を「第十二条第三項第七号」に改める。
- 第十七条中「第十三条第六項第三号」を「第十三条第六項第四号」に改める。
- 第十八条各号列記以外の部分中「第十三条第六項第四号」を「第十三条第六項第五号」に、同条第六号イ中「第十一条第九号ロ」を「第十一条第十二号ロ」に改める。
- 第二章中第十八条の次に次の一節を加える。
- 第二節 生態系維持回復事業
- (生態系維持回復事業の確認)
- 第十八条の二 国及び県以外の地方公共団体が、条例第十五条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。
- 一 その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。
- 二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。
- イ 生態系の状況の把握及び監視
- ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- ヘ イからホまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第十八条の三 国及び地方公共団体以外の者が、条例第十五条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからへまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第十八条の四 条例第十五条の三第四項の規定による申請は、申請書(第十号様式(その一))を提出して行うものとする。

2 条例第十五条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第十五条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(第十号様式(その二))

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第十八条の五 条例第十五条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第十八条の六 条例第十五条の三第六項の規定による申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書(第十一号様式)を提出して行うものとする。

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出書)

第十八条の七 条例第十五条の三第九項の規定による届出は、届出書(第十二号様式)を提出して行うものとする。

第二十一条第一項中「第十号様式」を「第十三号様式」に改める。

第二十二条第一項中「第十一号様式」を「第十四号様式」に改める。

第二十三条第四号カ中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第二十五条第一項中「第十二号様式」を「第十五号様式」に改める。

第二十六条第七号イ中「第十一条第七号イ」を「第十一条第十号イ」に改め、同条第八号イ中「第十一条第八号イ」を「第十一条第十一号イ」に改め、同条第十号イ中「第十一条第九号ロ」を「第十一条第十二号ロ」に改める。

第三十条第一項中「第十三号様式」を「第十六号様式」に改める。

第三十四条第一項中「第十四号様式」を「第十七条様式」に改める。

第三十六条第一項中「第十五号様式」を「第十八号様式」に改める。

第三十七条第一項中「第十六号様式」を「第十九号様式」に改める。

第三十八条第一項中「第十七号様式」を「第二十号様式」に改める。

第五十条第一号中「第十八号様式」を「第二十一号様式」に改め、同条第二号中「第十九号様式」を「第二十二号様式」に改め、同条第三号中「第二十号様式」を「第二十三号様式」に改める。

第五十一条第一号へ(1)及び第二号チ(1)中「第十条第九号」の下に「第十号及び第十一号」を加え、同号チ(2)中「第十一条第八号へ」を「第十一条第十一号へ」に改める。

第五十二条第一項中「第二十一号様式」を「第二十四号様式」に改める。

第五十三条第一項中「第二十二号様式」を「第二十五号様式」に改める。

第五十四条第一項中「第二十三号様式」を「第二十六号様式」に改める。

第五十五条中「第十二条第三項第六号」を「第十二条第三項第七号」に改める。

第四号様式中「川嶋洞岩岬 嶽」を「川嶋洞岩岬 洞」に改める。

第五号様式を次のように改める。

第5号様式（その1）（第6条関係）

特別地区内工作物 <sup>新築</sup> <sup>改築</sup> <sup>増築</sup> 許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	番地
行為地及びその 付近の状況				
行為の施行方法	工作物の種類			
	敷地面積			
	規模			
	構造			
	主要材料			
	外部の仕上げ及び 色彩			
	関連工事の概要			
	自然環境保全上 の配慮			
行為施行者	住 所	TEL( )	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による 手続の進捗状況				

(規格A4版)

第5号様式（その2）（第6条関係）

特別地区内土地形質変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	字 番地
行為地及びその 付近の状況				
行為の施行方法	土地の形質変更の 原因となる行為			
	施行面積			
	施行に伴う土地の 形質変更の状況			
	施行設備			
	関連工事の概要			
	自然環境保全上の 配慮			
行為施行者	住 所	TEL( )	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による 手続の進捗状況				

(規格A4版)

備考 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地等の別及び  
林地、伐採跡地、草生地等の別を記入してください。

第5号様式（その3）（第6条関係）

特別地区内 鉱物掘採許可申請書  
土石採取

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行 為 の 目 的				
行 為 の 場 所	三重県	市 郡	大字 町	番地
行為地及びその 付近の状況				
行為の施行方法	鉱物又は土石の種類			
	掘採又は採取の方法 の種別			
	掘採又は採取の量			
	掘採又は採取の設備			
	土地の形質変更面積			
	土地の形質変更状況 及び変更後の取扱い			
	自然環境保全上の配 慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL ( )	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による 手続の進捗状況				
備 考				

(規格A4版)

- 備考 1 「掘採又は採取の方法の種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、縦坑、斜坑）等の種別を記入してください。
- 2 「備考」欄には、当該行為が鉱業法第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、その施業案の概要を記入してください。

第5号様式（その4）（第6条関係）

特別地区内水面 埋立て許可申請書  
干 拓

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行 為 の 目 的				
行 為 の 場 所	三重県	市	大字	番地
	郡	町	字	
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況				
行 為 の 施 行 方 法	埋立て又は干拓の面積			
	工事の方法			
	自然環境保全上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL ( )	氏名	
行 為 の 着 手 及 び 完 了 の 予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関 係 法 令 に よ る 手 続 の 進 捗 状 況				

(規格A4版)

## 第5号様式（その5）（第6条関係）

特別地区内の 水位  
水量 に増減を及ぼさせる行為許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行 為 の 目 的				
行 為 の 場 所	三重県	市 郡	大字 町	番地
行 為 地 及 び そ の 付 近 の 状 況	土 地 の 状 況			
	現 在 の 水 位 又 は 水 量			
	水 の 利 用 状 況			
行 為 の 施 行 方 法	水 位 水 量 の 増 減 原 因 と な る 行 為			
	水 位 水 量 の 増 減 の 及 ぶ 範 囲			
	水 位 水 量 の 増 減 の 量 及 び 時 間			
	施 行 設 備			
	自 然 環 境 保 全 上 の 配 慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL ( )	氏名	
行 為 の 着 手 及 び 完 了 の 予 定 日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関 係 法 令 に よ る 手 続 の 進 捗 状 況				
備 考				

（規格A4版）

備考 「備考」欄には、当該行為地が河川法の適用を受ける河川であるときは、同法第23条から第27条まで及び第29条の規定による許可を受けた内容を記入してください。

第5号様式（その6）（第6条関係）

特別地区内木竹伐採許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市	大字	番地
行為地及びその 付近の状況	自然環境			
	林	林種		
		樹種		
	況	林齢		
		森林全面積		
		総蓄積		
行為の施行方法	伐採種別			
	伐採面積			
	伐採樹種			
	林齢			
	伐採材積			
	伐採設備			
	伐採跡地の取扱い			
自然環境保全上の配慮				
行為施行者	住 所	TEL ( )	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による 手続の進捗状況				

(規格A4版)

備考 「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入してください。

第5号様式（その7）（第6条関係）

特別地区内木竹損傷許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	字 番地
行為地及びその 付近の状況				
行為の施行方法	木 竹 種 類			
	木 竹 数 量			
	損 傷 方 法			
	自然環境保全上の 配 慮			
行為施行者	住 所	TEL( )	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による 手続の進捗状況				

(規格A4版)

- 備考 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、野生動植物及び特異な地形、地質又は自然現象を示すために必要な事項を記入してください。
- 2 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入してください。

第5号様式（その8）（第6条関係）

特別地区内植物植栽（播種）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	番地
行為地及びその 付近の状況				
行為の施行方法	植栽（播種）面積			
	植 物 種 類			
	植栽（播種）数量			
	植栽（播種）方法			
	管 理 方 法			
	自然環境保全上の 配 慮			
行為施行者	住 所	TEL( )	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
関係法令による 手続の進捗状況				

(規格A4版)

- 備考 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、野生動植物及び特異な地形、地質又は自然現象を示すために必要な事項を記入してください。
- 2 「植物種類」欄には、植栽又は播種をする植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入してください。

第5号様式（その9）（第6条関係）

特別地区内動物の放出（家畜の放牧）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	番地
行為地及びその 付近の状況				
行為の施行方法	動物（家畜）の種類			
	動物（家畜）の数量 （頭数）			
	動物の放出（家畜の 放牧）の方法			
	管 理 方 法			
	自然環境保全上の 配 慮			
行為施行者	住 所	TEL（ ）	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による 手続の進捗状況				

(規格A4版)

- 備考 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、野生動植物及び特異な地形、地質又は自然現象を示すために必要な事項を記入してください。
- 2 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（放牧する家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入してください。

第5号様式（その10）（第6条関係）

特別地区内 汚水 排出許可申請書  
 下水道

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
 氏 名  
 （法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	番地
行為地及びその 付近の状況				
行為の施行方法	排水施設の種類、 規模及び能力			
	汚水・廃水の種 類、原因及び量			
	排出の経路			
	排出先の水域			
	排出の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
	自然環境保全上 の配慮			
行為施行者	住 所	TEL( )	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
関係法令による 手続の進捗状況				

(規格A4版)

第5号様式（その11）（第6条関係）

特別地区内車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県自然環境保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり許可の申請をします。

行 為 の 目 的				
行 為 の 場 所	三重県	市 郡	大字 町	番地
行為地及びその 付 近 の 状 況				
行為の施行方法	車馬（動力船、 航空機）の種 類及び数			
	使用（着陸） 範囲及び面積			
	使用（着陸） 方法			
	自然環境保全 上の配慮			
行 為 施 行 者	住 所	TEL( )	氏名	
行為の着手及び 完了の予定日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による 手続の進捗状況				

(規格A4版)

- 備考 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示す必要な事項を記入してください。なお、詳細については、添付図面に表示してください。
- 2 「使用（着陸）方法」欄には、例えば自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等、行為地内での活動状況、頻度等を記入してください。

第六号様式及び第七号様式中「三重県知事 あて」を「三重県知事 宛て」に改める。

第八号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」と、「第12条第3項第6号」を「第12条第3項第7号」に改める。

第九号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改める。

第十二号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第二十六号様式とする。

第二十二号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第二十五号様式とする。

第二十一号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第二十四号様式とする。

第二十号様式中「第54条」を「第53条」と、「20万円」を「30万円」と、「(4)」を「(7)」に改め、同様式を第二十三号様式とする。

第十九号様式中「第12条第3項第6号」を「第12条第3項第7号」と、「第54条」を「第53条」と、「20万円」を「30万円」と、「(3)」を「(6)」に改め、同様式を第二十一号様式とする。

「  
第51条 第14条、第21条又は第24条の規定による命令（第44条第1項の規定により  
第十八号様式中 自然保護取締員が行う者を含む。）に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下  
の罰金に処する。  
」

「  
第51条 第14条の規定による命令（第44条第1項の規定により自然保護取締員が行う  
ものを含む。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
を 第51条の2 第21条又は第24条の規定による命令（第44条第1項の規定により自然保  
護取締員が行うものを含む。）に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金  
に改め、同様式  
に処する。  
」

を第二十一号様式とする。

第十七号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第二十号様式とする。

第十六号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第十九号様式とする。

第十五号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第十八号様式とする。

第十四号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第十七号様式とする。

第十三号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第十六号様式とする。

第十二号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第十五号様式とする。

第十一号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第十四号様式とする。

第十号様式中「三重県知事 様」を「三重県知事 宛て」に改め、同様式を第十三号様式とし、第九号様式の次に次の四様式を加える。

## 第10号様式(その1) (第18条の4関係)

## 生態系維持回復事業確認(認定)申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

三重県 \_\_\_\_\_ 自然環境保全地域における \_\_\_\_\_

生態系維持回復事業の実施に係る確認(認定)を受けたいので、三重県自然環境保全条例第15条の3第2項(第3項)の規定により、次のとおり申請します。

生態系維持回復事業 を行う期間	
生態系維持回復事業 を行う区域	
生態系維持回復事業 の内容	
備考	

(規格A4版)

備考1 申請文の「三重県 \_\_\_\_\_ 自然環境保全地域」の箇所には当該自然環境保全地域の名称を、「 \_\_\_\_\_ 生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。

2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を記載すること。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それぞれの事業内容によって生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系維持回復事業の内容ごとに記載すること。

3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の区域図を添付すること。

4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又は設置する機材等について概要を記載すること。また、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。

5 「備考」欄には次の事項を記載すること。

(1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み

(2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

- (3) 関連する計画の有無（有る場合にはその名称）
  - (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請にあたっては、生態系維持回復事業実施計画書（第10号様式(その2)）を添付すること。

## 第10号様式(その2) (第18条の4関係)

## 生態系維持回復事業実施計画書

申請者 住所  
氏名

(法人にあつては、所在地、名称又は代表者氏名)

- 1 自然環境保全地域の名称
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
  - (1) 生態系の状況の把握及び監視
  - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
  - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
  - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
  - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
  - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等
- 7 備考

- 備考1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。
- 2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。
  - 3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。
  - 4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。
  - 5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。また、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要

しない。

- (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載すること。
  - (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
  - (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部仕上げ及び色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
  - (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
  - (5) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
  - (6) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
  - (7) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- 6 「備考」は、次の事項を記載すること。
- (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
  - (2) 使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載すること。

第 11 号様式（第 18 条の 7 関係）

生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

三重県 \_\_\_\_\_ 自然環境保全地域における \_\_\_\_\_ 生態系維持回復事業の確認（認定）を受けた事項を変更したいので、三重県自然環境保全条例第 15 条の 3 第 6 項の規定により、次のとおり申請します。

確認を受けた（認定を受けた） 年月日及び番号		年 月 日付け第 号	
変更の内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備考			

（規格 A4 版）

- 注 1 「確認（認定）を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、確認（認定）を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の区域図を添付すること。
- 4 「備考」欄には次の事項を記載すること。
- (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
  - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
- 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書（第 10 号様式(その 2)）を添付すること。

第 12 号様式（第 18 条の 8 関係）

生態系維持回復事業軽微変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所

氏名

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

三重県\_\_\_\_\_自然環境保全地域における\_\_\_\_\_生態系維持回復事業の\_\_\_\_\_を変更したので、三重県自然環境保全条例第 15 条の 3 第 9 項の規定により次のとおり届け出ます。

確認を受けた （認定を受けた） 年月日及び番号	年 月 日付け第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更した年月日		
備考		

（規格 A4 版）

注 1 「確認を受けた（認定を受けた）年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書（認定通知書）記載のものを記載すること。

2 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた（認定を受けた）内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。

## 附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の三重県自然環境保全条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の三重県自然環境保全条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十三年三月三十一日

三重県知事 野 呂 昭 彦

## 三重県規則第二十一号

三重県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

三重県立自然公園条例施行規則（昭和三十二年三重県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「公園計画及び公園事業」を「公園事業」に、「第四章 風景地保護協定（第三十四条・第三十五条）」

を「第四章 生態系維持回復事業（第三十四条―第三十九条）」に、「第五章 風景地保護協定（第四十条―第四十二条）」に、「第三十六条―第三十九条」を「第四十三条―第四十六条」に改める。

第二条第一号中「橋その他の交通施設及び運輸施設」を「及び橋」に改め、同条第三号から第七号までを次のように改める。

三 宿舎及び避難小屋

四 休憩所、展望施設及び案内所

五 野営場、運動場、水泳場、舟遊場、スキー場、スケート場及び乗馬施設

六 他人の用に供する車庫、駐車場、給油施設及び昇降機

七 運輸施設（主として三重県立自然公園（以下「県立公園」という。）の区域内において路線又は航路を定めて旅客を運送する自動車、船舶、水上飛行機、鉄道又は索道による運送施設、主として県立公園の区域内において路線を定めて設けられる道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二条第八項の一般自動車道及び主として旅客船の用に供する係留施設をいう。）

第二条中第八号を第十二号とし、第七号の次に次の四号を加える。

八 給水施設、排水施設、医療救急施設、公衆浴場、公衆便所及び汚物処理施設

九 博物館、植物園、動物園、水族館、博物展示施設及び野外劇場

十 植生復元施設及び動物繁殖施設

十一 砂防施設及び防火施設

第三条から第十条までを次のように改める。

（公園事業の執行の同意又は認可）

第三条 条例第九条第二項の同意又は同条第三項の認可は、前条各号に定める施設（以下「公園施設」という。）ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。

（公園事業の執行の同意又は認可の申請）

第四条 条例第九条第四項の申請書の様式は、公園事業執行同意（認可）申請書（様式第一）とする。

2 条例第九条第四項第六号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 公園施設の構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）

二 第二条第一号から第九号までに掲げる公園施設にあつては、その施設の供用開始の予定年月日

三 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第九条第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては、第七号、第八号及び第十号に掲げる書類の、国及び県以外の地方公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては、第一号、第二号、第六号から第八号まで及び第十一号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 個人にあつては、住民票の写し

二 法人にあつては、登記事項証明書

三 公園施設の位置を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

四 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図及び天然色写真

五 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の一以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺千分の一以上の配置図

六 法人にあつては、定款、寄付行為又は規約

七 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類

八 事業資金を調達することができることを証する書類

九 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の一以上の図面

十 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

十一 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

十二 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第五条 条例第九条第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第九条第四項第一号に掲げる事項

二 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあつては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

三 公園施設の供用期間が通年でない場合にあつては、その供用期間

四 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額

五 前条第二項第二号及び第三号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）

第六条 条例第九条第七項の規定による変更の同意又は認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業の内容の変更の同意（認可）申請書（様式第二）を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更しようとする年月日

四 変更を必要とする理由

五 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

2 条例第九条第八項において準用する同条第五項に規定する書類は、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第三号及び第四号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第七条 条例第九条第九項の規定による変更の届出は、次に掲げる事項を記載した公園事業の内容の軽微な変更届（様式第三）を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更した年月日

四 変更を必要とする理由

（承継の同意又は承認の申請）

第八条 条例第九条の三第一項の規定による承継の同意を得ようとする者又は承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した法人の合併（分割）による公園事業の承継同意（承認）申請書（様式第四）を知事に提出するものとする。

一 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下「合併法人等」という。）の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 条例第九条第六項の公園事業者である法人の名称及び住所並びにその代表者の氏名

三 公園施設の種類

- 四 合併又は分割した年月日
  - 五 合併又は分割した理由
  - 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 合併法人等の定款、寄付行為又は規約及び登記事項証明書
    - 二 第四条第三項第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
    - 三 合併契約書及び合併により消滅した条例第九条第六項の公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書
  - 3 条例第九条の三第二項の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した相続による公園事業の承継申請書（様式第五）を知事に提出して行うものとする。
    - 一 相続人の氏名及び住所並びに被相続人との続柄
    - 二 被相続人の氏名、住所及び死亡年月日
    - 三 公園施設の種類
  - 4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。
    - 一 第四条第三項第一号、第三号、第四号及び第十一号に掲げる書類
    - 二 被相続人との続柄を証する書類
    - 三 相続人が二人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類
- （公園事業の休廃止の届出）

第九条 条例第九条の四の規定による届出は、公園事業を休止又は廃止しようとする日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業の休止（廃止）届（様式第六）を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
  - 二 公園施設の種類
  - 三 休止しようとする場合にあつては、休止しようとする公園事業の範囲、休止予定期間及び休止期間中の公園施設の管理方法
  - 四 廃止しようとする場合にあつては、その予定年月日及び廃止後の公園施設の取扱い
  - 2 前項の届出には、第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類を添付するものとする。
- （同意又は認可の失効の届出）

第十条 条例第九条の五第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した公園事業の執行同意（認可）失効届（様式第七）を知事に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 公園施設の種類
- 三 失効した年月日
- 四 失効した理由
- 2 前項の届出には、次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。
  - 一 第四条第三項第三号及び第四号に掲げる書類
  - 二 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたこと、その他その効力が失われたことを証する書類

第十一条から第十六条までを次のように改める。

第十一条から第十六条まで 削除

第十八条第一項各号列記以外の部分中「様式第一」を「様式第八」に改め、同条第一号を次のように改める。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十八条の次に次の一条を加える。

（特別地域内の行為の許可基準）

第十八条の二 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第五項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建

建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第一号、第五号及び第六号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

一 設置期間が三年を超えず、かつ、当該建築物の構造が容易に移転し又は除却することができるものであること。

二 次に掲げる地域（以下「第一種特別地域等」という。）内において行われるものでないこと。

イ 第一種特別地域

ロ 第二種特別地域又は第三種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第九九条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第百十条第一項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定（以下「史跡名勝天然記念物の指定等」という。）がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。以下同じ。）であるもの

- (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域
- (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
- (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

三 当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。

四 当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。

五 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

六 当該建築物の撤去に関する計画が定められており、かつ、当該建築物を撤去した後に跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。

2 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（申請に係る県立公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和五十年四月一日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について条例第十六条第四項の規定による許可の申請をした分譲地等（第四項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、前項第二号から第五号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。）が十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第五号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

4 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が五以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が二棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前三項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 保存緑地（第九項第四号及び第五号に規定する保存緑地をいう。以下この項において同じ。）において行われるものでないこと。

二 分譲地等内における建築物の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物が二階建以下であり、かつ、その高さが十メートル（その高さが現に十メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

三 分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

四 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、その敷地面積（当該敷地内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積。以下同じ。）が千平方メートル以上であること。

五 集合別荘又は集合住宅の新築、改築又は増築にあつては、敷地面積を戸数で除した面積が二百五十平方メートル以上であること。

六 総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積（建築物の地上部分の水平投影面積をいう。以下この項において同じ。）の和をいう。第六項において同じ。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積（同一敷地内にあるすべての建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第一項第四号に掲げる延べ面積をいう。）の和をいう。以下同じ。）の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

七 当該建築物の水平投影外周線で囲まれる土地の勾配が三十パーセントを超えないものであること。

八 前号に規定する土地及びその周辺の土地が自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域（以下「自然草地等」という。）でないこと。

九 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が、公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。

十 当該建築物の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。

十一 当該建築物の建築面積が二千平方メートル以下であること。

5 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（基準日前にその造成に係る行為について条例第十六条第四項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について条例第十六条第六項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第一項から第三項までの規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに前項第一号及び第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 当該建築物の建築面積（建築基準法施行令第二条第一項第二号に掲げる建築面積をいう。以下この項において同じ。）が二千平方メートル以下であること。

二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積（同一敷地内にあるすべての建築物の建築面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、次の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル未満	十パーセント以下	二十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が五百平方メートル以上千平方メートル未満	十五パーセント以下	三十パーセント以下
第二種特別地域内における敷地面積が千平方メートル以上	二十パーセント以下	四十パーセント以下
第三種特別地域	二十パーセント以下	六十パーセント以下

6 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第二号から第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第二項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

一 当該建築物の高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであること。

二 当該建築物に係る敷地の範囲が明らかであり、かつ、総建築面積の敷地面積に対する割合及び総延べ面積

の敷地面積に対する割合が、前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりであること。

7 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のとおりとする。

一 第一項第二号ロ(1)から(4)までに掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているもの内において行われるものでないこと。ただし、次に掲げる基準に適合するもの又は砂防工事等地形若しくは植生の保全に資すると認められる事業を行うために行われるものであつてロ及びハ並びに次号ロからホまでに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

イ 地表に影響を及ぼさない方法で行われるものであること。

ロ 当該車道が次のいずれかに該当すること。

(1) 農林漁業、鉱業又は採石業の用に供される車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(2) 地域住民の日常生活の用に供される車道

(3) 公益上必要であり、かつ、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められる車道

(4) 条例の規定に適合する行為が行われる場所に到達するために設けられる車道であつて、当該車道を設けること以外にその目的を達成することが困難であると認められるもの

(5) 条例の規定に適合する行為により設けられた工作物又は造成された土地を利用するために必要と認められる車道

ハ 当該行為により生じた残土を特別地域内において処理するものでないこと。ただし、特別地域以外の地域に搬出することが著しく困難であると認められ、かつ、第二種特別地域又は第三種特別地域内においてその風致の維持に支障を及ぼさない方法で処理することとされている場合にあっては、この限りでない。

二 前号本文に規定する地域以外の地域内において行われるものにあつては、前号ハの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 前号ロの規定の例によること。ただし、専ら自転車の通行の用に供される道路の新築にあつては、この限りでない。

ロ 盛土部分の土砂の流出又は崩壊を防止する措置が十分に講じられるものであること。

ハ 法面が、交通安全上又は防災上必要やむを得ない場合を除き、緑化されることになつているものであつて、その緑化の方法が郷土種を用いる等行為の場所及びその周辺の状況に照らして妥当であると認められるものであること。ただし、法面が硬岩である場合その他の緑化が困難であると認められる場合は、この限りでない。

ニ 線形を地形に順応させること又は橋りょう、栈道、ずい道等を使用することにより、大規模な切土又は盛土を伴わないよう配慮されたものであること。

ホ 擁壁その他付帯工作物の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。

8 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、当該車道が新たに同項第一号本文に規定する地域を通過することとなるものでないこととする。

9 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第七項第一号ハ及び第二号ロからホまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。

一 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。

二 道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に関連する分譲地等（以下「関連分譲地等」という。）の造成が第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。

三 関連分譲地等の造成の計画において、一分譲区画の面積（当該分譲区画内に保存緑地となるべき部分を含むものにあつては、当該保存緑地の面積を除いた面積）がすべて千平方メートル以上とされていること。

四 前号に規定する計画において、勾配が三十分パーセントを超える土地及び公園事業道路等の路肩から二十メートル以内の土地を全て保存緑地とすることとされていること。

五 第三号に規定する計画において、前号に規定する保存緑地以外に関連分譲地等の全面積の十パーセント以上の面積の土地を保存緑地とすることとされていること。

六 第三号に規定する計画において保存緑地とされた土地において新築を行うものでないこと。

- 七 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。
- イ 分譲区画とされるべき土地及び保存緑地とされるべき土地の区分を購入者に図面をもつて明示すること。
- ロ 購入後において一分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が千平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地における建築物の新築、改築又は増築については条例第十六条第四項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。
- 八 第三号に規定する計画において、下水処理施設、ごみ処理施設等環境衛生施設が整備される等分譲地等の造成がその周辺の風致又は景観の維持に支障を及ぼすことがないよう十分配慮されていること。
- 九 関連分譲地等の全面積が二十ヘクタール以下であること。
- 10 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第三号及び第四号並びに前項第一号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 二 総施設面積（同一敷地内にある全ての工作物（屋外運動施設のほか、建築物、駐車場、道路等を含む。）の地上部分の水平投影面積の和をいう。）の敷地面積に対する割合が、第二種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下であること。
- 三 当該屋外運動施設の水平投影外周線が囲まれる土地の勾配が十パーセントを超えないものであること。
- 四 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 五 当該屋外運動施設の地上部分の水平投影外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 六 同一敷地内の屋外運動施設の地上部分の水平投影面積の和が二千平方メートル以下であること。
- 七 当該屋外運動施設に係る土地の形状を変更する規模が必要最小限であると認められること。
- 八 当該行為による土砂の流出のおそれがないこと。
- 九 支障木の伐採が僅少であること。
- 十 当該屋外運動施設の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
- 11 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第五号及び第六号並びに前項第七号及び第九号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる風力発電施設の新築、改築又は増築にあつてはこの限りでない。
- 二 野生動植物の生息又は生育上その他の風致又は景観の維持上重大な支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 12 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第一項第一号及び第六号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 第一項第二号から第四号までの規定の例によること。ただし、次に掲げる行為のいずれかに該当するものについては、この限りでない。
- イ 地下に設けられる工作物の新築、改築又は増築
- ロ 既存の工作物の改築又は既存の工作物の建替え若しくは災害により滅失した工作物の復旧のための新築（申請に係る工作物の規模が既存の工作物の規模を超えないもの又は既存の工作物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）
- ハ 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる工作物の新築、改築又は増築
- 一 当該工作物の外部の色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。ただし、特殊な用途の工作物については、この限りでない。
- 13 条例第十六条第四項第一号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。
- 二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- イ 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から二十メートル以上離れていること。

- ロ 学術研究その他公益上必要と認められること。
  - ハ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
  - ニ 農林漁業に付随して行われるものであること。
  - ホ 既に建築物の設けられている敷地内において行われるものであること。
  - ヘ 前項第一号イ又はロに掲げる行為のいずれかに該当するものであること。
- 14 条例第十六条第四項第二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 第一種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 単木択伐法によるものであること。
    - ロ 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の十パーセント以下であること。
    - ハ 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に十年を加えたもの以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
  - 二 第二種特別地域内において行われるもので、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
    - イ 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
      - (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の二十パーセント以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の六十パーセント以下であること。
      - (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。
      - (3) 公園事業に係る施設（第二条第七号、第十号及び第十一号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。
    - ロ 皆伐法によるものにあつては、イ(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。
      - (1) 一伐区の面積が二ヘクタール以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が十分の三を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。
      - (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して五年を経過していない伐区に隣接していないこと。
      - (3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。
  - 三 第三種特別地域内において行われるものであること。
  - 四 学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの又は測量のために行われるものであること。
- 15 条例第十六条第四項第三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
  - 二 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 16 条例第十六条第四項第四号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第一種特別地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。
- 一 既存の泉源、水源等の掘替えのために行われるものであること。
  - 二 農林漁業の用に供するために慣行的に行われるものであること。
  - 三 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 17 条例第十六条第四項第四号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 条例第十六条第四項の規定による許可を受け、又は条例第十六条第六項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行つている者がその掘採又は採取を行つている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの（第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
  - イ 自然的、社会経済的条件にかんがみ、掘採又は採取の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。

- ロ 当該掘採又は採取の方法が著しい自然の改変を伴うものでないこと。
  - ハ 当該掘採又は採取に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
  - 一 河川にたい積した砂利を採取するものであつて採取の場所が採取前の状態に復することが確実であると認められるものにあつては、当該採取が河川の水を汚濁する方法で行われるものでないこと。
  - 二 第三種特別地域（植生の復元が困難な地域等を除く。）内において行われるもの（第一号、第二号又は第四号の規定の適用を受けるものを除く。）にあつては、現在の地形を大幅に改変するものでないこと。
  - 四 既に鉱業権が設定されている区域内における鉱物の掘採にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 露天掘りでない方法によることが著しく困難であると認められるものであること。
    - ロ 平成十二年四月一日以後に鉱業権が設定された区域内において行われるものにあつては、主要な利用施設等の周辺で行われるものでないこと。
  - 五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、特別地域内において行われるものであつて、前項第一号から第三号までに掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
- 18 条例第十六条第四項第五号に掲げる行為に係る許可基準は、第十一項第二号の規定の例によるほか、次のとおりとする。
- 一 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
    - イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
    - ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
    - ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
  - 二 水位の変動についての計画が明らかなものであること。
  - 三 次に掲げる地域であつて、その全部若しくは一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされているものに支障を及ぼすおそれがないものであること。ただし、基準日においてこれらの地域において条例第十六条第四項の規定による許可を受け、又は条例第十六条第六項の規定による届出をして現に行われているものであり、かつ、従来行為の規模を超えない程度で行われるものにあつては、この限りでない。
    - イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域
    - ロ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
    - ハ 優れた風致又は景観を有する河川又は湖沼等
- 19 条例第十六条第四項第六号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 当該汚水又は廃水の処理施設が技術的に最良の機能を有すると認められるものであること。
  - 二 当該汚水又は廃水が条例第十六条第四項第六号の規定により知事が指定した湖沼又は湿原の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 20 条例第十六条第四項第七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 所在地、名称、商標、営業内容その他の事業のために必要である事項を明らかにするために行われるもの又は土地、立木等の権利関係を明らかにするために行われるものにあつては、当該広告物等（広告物その他これに類する物又は広告その他これに類する物をいう。以下同じ。）が次に掲げる基準に適合するものであること。
    - イ 店舗、事務所、営業所その他の事業所の敷地内若しくは事業を行つている場所において掲出され、若しくは設置され、又は表示されるものであること。
    - ロ 表示面の面積が五平方メートル以下であり、かつ、同一敷地内又は同一場所内における表示面の面積の合計が十平方メートル以下のものであること。
    - ハ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル（工作物に掲出し又は表示するものにあつては、当該工作物の高さ）以下のものであること。
  - 二 光源を用いる広告物等にあつては、光源（光源を内蔵するものにあつては表示面）が白色系のものであること。
  - ホ 動光又は光の点滅を伴うものでないこと。
  - ヘ 色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
  - 一 店舗、事務所、営業所、住宅、別荘、保養所その他の建築物又は事業を行つている場所へ誘導するために行われるものにあつては、前号二からへまでの規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものである

- こと。
- イ 設置の目的及び地理的条件に照らして必要と認められること。
- ロ 広告物等の個々の表示面の面積が一平方メートル以下であること。
- ハ 複数の内容を表示する広告物等にあつては、その表示面の面積の合計が十平方メートル以下であること。
- ニ 広告物等を設置する場合にあつてはその高さが五メートル、広告物等を掲出し又は表示する場合にあつてはその表示面の高さが五メートル以下のものであること。
- ホ 既に複数の広告物等が掲出され、若しくは設置され、又は表示されている地域において行われるものにあつては、当該行為に伴う広告物等の集中により周辺の風致又は景観との調和を著しく乱すものでないこと。
- 三 指導標、案内板その他の当該地の地理若しくは自然を案内し若しくは解説するもの又は当該地と密接な関係を持つ歴史上の事件若しくは文学作品等について当該地とのかかわりを紹介するために行われるものにあつては、第一号ニからハまで及び前号ニの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
- イ 表示面の面積が五平方メートル（複数の内容を表示する広告物等にあつては、十平方メートル）以下であること。
- ロ 設置者名の表示面積が三百平方センチメートル以下であること。
- ハ 一の広告物等に設置者名が重複して表示されるものでないこと。
- 四 広告物等としての機能を有するベンチ、くず箱等の簡易な物を設置するものにあつては、第一号ハ及び前号ハの規定の例によるほか、広告物等が次の基準に適合するものであること。
- イ 表示面積が三百平方センチメートル以下であること。
- ロ 商品名の表示がないものであること。
- ハ 設置者の営業内容の宣伝の文言を用いるものでないこと。
- 五 前各号の規定の適用を受ける行為以外の行為にあつては、救急病院、警察等特殊な用途の施設を示すために行われるもの、地域の年中行事等として一時的に行われるもの、地域住民に一定事項を知らしめるためのものであつて地方公共団体その他の公共的団体により行われるもの、社寺境内地等において祭典、法要その他の臨時の行事に関して行われるもの又は保安の目的で行われるものであること。
- 21 条例第十六条第四項第八号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第五号から第九号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第三号及び第五号から第九号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。
- 一 第一種特別地域等又は自然草地等内において行われるものでないこと。
- 二 廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第一条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。
- 三 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
- 四 自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。
- 五 集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
- 六 集積し、又は貯蔵する高さが十メートルを超えないものであること。
- 七 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートル以上離れていること。
- 八 集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から五メートル以上離れていること。
- 九 集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。
- 十 支障木の伐採が僅少であること。
- 十一 集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。
- 22 条例第十六条第四項第九号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 次に掲げる地域内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものについては、この限りでない。

- イ 第一種特別地域又はその地先水面
  - ロ 次に掲げる地域であつて、その全部又は一部について史跡名勝天然記念物の指定等がされていること又は学術調査の結果等により、第一種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるもの
    - (1) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な水辺地又は水面
    - (2) 優れた風致若しくは景観を有する自然海岸、自然湖岸その他の水辺地又はこれらの地先水面
  - 二 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
    - イ 学術研究その他公益上必要と認められること。
    - ロ 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められること。
    - ハ 農業又は漁業に付随して行われるものであること。
    - ニ 既存の埋立地又は干拓地の地先において行われるものであること。
  - 三 当該行為又はこれに関連する行為が当該行為の場所に隣接する水辺地又は水面の風致又は景観の維持に及ぼす支障の程度が軽微であること。ただし、前号二に掲げる基準に適合するものにあつては、この限りでない。
  - 四 廃棄物の埋立てによるものでないこと。
- 23 条例第十六条第四項第十号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 第一種特別地域等内において行われるものでないこと。ただし、当該行為が学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるもの又は現に農業の用に供されている農地内において行われる客土その他の農地改良のための行為については、この限りでない。
  - 二 集団的に建築物その他の工作物を設置する敷地を造成するために行われるものでないこと。
  - 三 土地を階段状に造成するものでないこと（農林漁業を営むために必要と認められるものを除く）。
  - 四 ゴルフ場の造成のために行われるものでないこと。ただし、既存のゴルフコースの改築のために行われるものについては、この限りでない。
  - 五 廃棄物の埋立てによるものでないこと。ただし、既に土石の採取等によりその形状が変更された土地において廃棄物を埋め立てる場合であつて、埋立て及びこれに関連する行為により風致の維持に新たに支障を及ぼすことがなく、埋立て及びこれに際して行われる修景等の措置により従前より好ましい風致を形成することとなるときは、この限りでない。
  - 六 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。ただし、農林漁業を営むために必要と認められるものについては、この限りでない。
  - 七 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限と認められるものであること。
  - 八 当該行為による土砂の流出のおそれがないものであること。
- 24 条例第十六条第四項第十一号及び第十三号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。
- 一 学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
  - 二 採取し若しくは損傷しようとする植物、捕獲し若しくは殺傷しようとする動物又は採取し若しくは損傷しようとする卵に係る動物が申請に係る特別地域において絶滅のおそれがないものであること。ただし、当該動植物の保護増殖を目的とし、かつ、当該特別地域における当該動植物の保存に資する場合は、この限りでない。
- 25 条例第十六条第四項第十二号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 前項第一号に掲げる基準に適合するものであること。
  - 二 災害復旧のために行われるものであること。
- 26 条例第十六条第四項第十四号に掲げる行為に係る許可基準は、第二十四項第一号の規定の例によるほか、条例第十六条第四項第十四号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。
- 27 条例第十六条第四項第十五号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致又は景観と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。
- 28 条例第十六条第四項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。
- 一 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる行為（条例第十六条第四項第十六号に掲げる行為に限る。）であつて、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

- イ 学術研究その他公益上必要と認められるものであること。
  - ロ 野生動植物の生息又は生育上その他の風致の維持上支障を及ぼすおそれがないものであること。
  - 二 地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるものであること。
  - 29 その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとして知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第十六条第四項各号に掲げる行為については、知事は当該基準の特例を定めることができる。
  - 30 条例第十六条第四項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。
    - 一 申請に係る地域の自然的、社会経済的条件から判断して、当該行為による風致又は景観の維持上の支障を軽減するため必要な措置が講じられていると認められるものであること。
    - 二 申請に係る場所又はその周辺の風致又は景観の維持に著しい支障を及ぼす特別な事由があると認められるものでないこと。
    - 三 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第十六条第四項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実と認められるものでないこと。
- 第十九条の見出し中「湖沼等」を「知事が指定する区域等」に改め、同条中「第五号」を「第三号」に、「第七号」を「第六号」に、「第十号」を「第八号」に、「第十一号、第十三号」を「第十一号から第十四号まで、第十六号」に、「第十五号」を「第十七号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(土地所有者等との協議)

- 第十九条の二 条例第十六条第四項第十六号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地所有者等」という。)の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。
- 第二十条各号列記以外の部分中「第十六条第八項第三号」を「第十六条第九項第四号」に改め、同条第十号の二中「道路」を「宅地又は道路」に改め、第十号の四の次に次の一号を加える。
- 十の五 受信用アンテナ(テレビジョン放送の用に供するものに限る。)を設置すること。
- 第二十条第十六号の二の次に次の十八号を加える。
- 十六の三 宅地の木竹を損傷(条例第十六条第四項第三号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。)すること。
  - 十六の四 自家用のために木竹を損傷すること。
  - 十六の五 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 十六の六 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 十六の七 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 十六の八 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
  - 十六の九 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 十六の十 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 十六の十一 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 十六の十二 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 十六の十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るものを損傷すること。
  - 十六の十四 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区(以下「国指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が行う保全事業又は同条第三項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
  - 十六の十五 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区(以下「県指定鳥獣保護区」という。)内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。
  - 十六の十六 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成十五年法律第五十号)第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
  - 十六の十七 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

十六の十八 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

十六の十九 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む）。

十六の二十 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

第二十条中第二十六号の五を第二十六号の十四とし、同号の次に次の四号を加える。

二十六の十五 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第十六条第四項第十四号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この条において同じ）。

二十六の十六 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

二十六の十七 人の生命、身体及び財産に危害を加え、並びに自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

イ 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

ロ 野生鳥獣による人、家畜及び農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

二十六の十八 家畜を係留放牧すること条例第十六条第四項第十四号に掲げる行為に該当するものを除く。）。

第二十条中第二十六号の四を第二十六号の十三とし、第二十六号の三中「県立公園において」及び「平成十四年法律第八十八号」を削り、同条を同条第二十六号の十一とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六の十二 県指定鳥獣保護区域内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項の規定により県が行う保全事業又は同条第四項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第二十条中第二十六号の二を第二十六号の八とし、同号の次に次の二号を加える。

二十六の九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

二十六の十 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定による環境大臣の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

第二十条第二十六号の次に次の六号を加える。

二十六の一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は損傷すること。

二十六の二 農業を営むために条例第十六条第四項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ）。

二十六の三 森林の整備及び保全を図るために条例第十六条第四項第十二号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。

二十六の四 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第十六条第四項第十二号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ）。

二十六の五 宅地内に木竹を植栽すること。

二十六の六 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、きり、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を植栽すること。

第二十条第二十八号の二中「通常行われる行為のために」を削り、同条第二十八号の十四中「こと」の下に「（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む）」を加え、同条第二十八号の十五及び第二十八号の十六中「第十六条第四項第十三号」を「第十六条第四項第十六号」に改め、同条中第二十九号から第三十二号までを削り、第三十三号を第二十九号とし、第三十四号を第三十号とする。

第二十二條各号列記以外の部分中「第十七条第三項第五号」を「第十七条第三項第六号」に、「知事が」を「規

則で」に改め、同条第十九号中「の隣接地」を「以外の区域」に改め、同条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

第二十二条の次に次の一条を加える。

(立入りの認定の基準)

第二十二条の二 条例第十八条第一項第二号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が利用調整地区ごとに定める人数の範囲内であること。
- 二 利用調整地区の区域内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が利用調整地区ごとに定める期間内であること。
- 三 利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行うものでないこと。
  - イ 生きている動植物（食用に供するもの及び身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第二条に規定する身体障害者補助犬を除く。）を故意に持ち込むこと。
  - ロ 野生動物に餌を与えること。
  - ハ 野生動物の生息状態に影響を及ぼす方法として知事が利用調整地区ごとに定める方法により撮影、録音、観察その他の行為を行うこと。
  - ニ ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
  - ホ 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
  - ヘ 非常の場合を除き、野外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- 四 知事が利用調整地区ごとに定める注意事項を守るとともに、自己の責任において立ち入るものであること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、利用調整地区内の風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして知事が利用調整地区ごとに定める基準に適合するものであること。

第二十三条各号列記以外の部分中「第十八条第二項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、「様式第四」を「様式第九」に改め、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条第六号中「その他必要な事項」を「前各号に掲げるもののほか、その他必要な事項」に改め、同条を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

一 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（条例第十八条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）  
第二十三条に次の一項を加える。

2 前項の申請書には、申請者が前条第三号から第五号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

第二十四条中「第十八条第四項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、「様式第五」を「様式第十」に改める。

第二十五条各号列記以外の部分中「第十八条第五項」の下に「（同条第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

一 再交付を必要とする枚数（条例第十八条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第二十五条の次に次の一条を加える。

(他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件)

第二十五条の二 条例第十八条第七項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入り方が、同条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第二十六条第一号を次のとおり改める。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第三十一条各号列記以外の部分中「知事が」を「規則で」に改め、同条第一号及び第二号中「海面」を「海域」に改める。

第三十二条中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に、「第六項及び第七項」を「第七項及び第八項」に、「様式第三」を「様式第十一」に改める。

第三十三条各号列記以外の部分中「第二十六条第七項第三号」を「第二十六条第七項第四号」に、「知事が」を

「規則で」に改め、同条第一号中「第十号の四」を「第十号の五」に改める。

第四章及び第五章を次のように改める。

#### 第四章 生態系維持回復事業

(生態系維持回復事業の確認)

第三十四条 国及び県以外の地方公共団体が条例第三十条の三第二項の確認を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

一 その行う生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

二 その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

イ 生態系の状況の把握及び監視

ロ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ハ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

ニ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

ホ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

ヘ 前各号に掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第三十五条 国及び地方公共団体以外の者が条例第三十条の三第三項の認定を受ける場合は、次の各号に該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

一 その者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人又は被保佐人

ロ 自然公園法(昭和二十二年法律第百六十一号)又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 その行う生態系維持回復事業が県立公園における生態系維持回復事業計画に適合すること。

三 その行う生態系維持回復事業の内容が前条第二号イからヘまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請等)

第三十六条 条例第三十条の三第四項の申請書の様式は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(様式第十二)とする。

2 条例第三十条の三第四項第四号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第三十条の三第五項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

一 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺二万五千分の一以上の地形図

二 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書(様式第十三)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第三十七条 条例第三十条の三第六項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第四項第一号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第三十八条 条例第三十条の三第七項の規定による変更の確認又は認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した様式第十四による申請書を知事に提出して行うものとする。

一 氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更の内容

三 変更を必要とする理由

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更の届出)

第三十九条 条例第三十条の三第九項の規定による軽微な変更の届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書(様式第十五)を知事に提出して行うものとする。

#### 第五章 風景地保護協定

(風景地保護協定の基準)

第四十条 条例第三十一条第三項第三号に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 風景地保護協定区域の境界が、明確に定められていること。

二 風景地保護協定区域が、現に耕作の目的又は耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的(以下「耕作の目的等」という。)に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的等に供されないと見込まれる農用地以外の農用地を含んでいないこと。

三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項が、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採、

木竹の本数の調整、整枝、火入れ、草刈り、植栽、病虫害の防除、植生の保全又は復元、歩道等施設の維持又は補修その他これらに類する事項で、自然の風景地の保護に関連して必要とされるものであること。

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備に関する事項が、植生の保全又は復元のための施設、築箱、管理用通路、さくその他これらに類する施設の整備に関する事項で、自然の風景地の適正な保護に資するものであること。

五 風景地保護協定の有効期間が、五年以上二十年以下であること。

六 風景地保護協定に違反した場合の措置が、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

七 風景地保護協定が、関係法令及び関係法令に基づく計画と整合性のとれたものであること。

八 風景地保護協定が、河川法又は海岸法その他これらの関係法令の規定に基づく公共用物の管理に特段の支障を生じないものであること。

(風景地保護協定の公告)

第四十一条 条例第三十二条第一項(条例第三十五条において準用する場合を含む。)の規定による公示は、次の各号に掲げる事項について、県公報、掲示その他の方法で行うものとする。

一 風景地保護協定の名称

二 風景地保護協定区域

三 風景地保護協定の有効期間

四 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法

五 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設が定められたときは、その施設

六 風景地保護協定の縦覧場所

(風景地保護協定の締結の公示)

第四十二条 前条の規定は、条例第三十四条(条例第三十五条において準用する場合を含む。)の規定による公示について準用する。

本則に次の一章を加える。

## 第六章 雑則

(負担金の徴収方法)

第四十三条 知事は、条例第十一条又は第十二条の規定により公園事業の執行に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、負担させようとする者の意見を聴かなければならない。

第四十四条 条例第十一条又は第十二条の規定により知事が徴収する負担金については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条に規定する分担金の徴収の例による。

(証明書の様式)

第四十五条 条例第九条の七第二項及び第二十四条第二項、第二十八条第三項、第三十条第三項又は第四十二条第四項の規定により当該職員の携帯する証明書は、様式第十六による。

(補償請求書)

第四十六条 条例第四十四条第三項の規定により補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 補償請求の理由

三 補償請求額の総額及びその内訳

様式第一から様式第五までを次のように改める。

様式第1 (第4条関係)

公園事業執行同意 (認可) 申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

協議者 (申請者) の住所及び

氏名 (記名押印又は署名)  
 法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地及び名称並びに代表者の氏  
 名 (記名押印又は代表者の署名)

\_\_\_\_\_公園内において\_\_\_\_\_事業を執行したいので、三重県立自然公園条例第9条第4項の規定に基づき、次のとおり協議 (申請) します。

施設の種類		
施設の位置		
施設の規模及び構造		
施設の管理又は経営の方法	経営方法	直営 委託 (受託者 _____)
	料金徴収	有 (標準的な額 _____) 無
	供用期間	通年 季節 (供用期間 _____)
施設の供用開始の予定年月日	年 月 日	
工事施行の予定期間	年 月 日 着手 年 月 日 完了	
備考		

(備考)

- 1 添付書類及び図面（ただし、協議にあつては(1)、(2)、(6)から(10)まで及び(13)を除く。）
  - (1) 個人にあつては、住民票の写し
  - (2) 法人にあつては、登記事項証明書
  - (3) 施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
  - (4) 施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
  - (5) 施設の規模及び構造を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1:1,000 以上の配置図
  - (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
  - (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理又は経営することができることを証する書類
  - (8) 法人にあつては、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（設立後三年を経過していない法人にあつては、設立後の核事業年度に係るもの）
  - (9) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - (10) 企業資金を調達することができることを証する書類
  - (11) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1:1,000 以上の図面
  - (12) 工事の執行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書
  - (13) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
  - (14) 公園事業の執行に関し土地収用法の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書
- 2 注意
  - (1) 「施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舎等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
  - (2) 「施設の位置」欄には、市郡町、大字、小字、地番（地先）を記載すること。ただし、道路にあつては、起終点の位置を記載すること。
  - (3) 「施設の規模及び構造」欄については、以下の事項に留意し、別に定める記載事項を参照の上記載すること。
    - ア 添付書類と照合できるよう詳細かつ明確に記載すること。
    - イ 施設が複数にわたる場合は、個々の施設ごとの規模を記載すること。
  - (4) 「施設の管理又は経営方法」の各欄には、以下の事項を記載すること。
    - ア 直営又は委託の別。委託する場合にあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者氏名。
    - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額。
    - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間。
  - (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
    - ア 施設の敷地の所有関係及び使用の可否。
    - イ 当該事業の執行（工事の執行を含む。）が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続の状況。
    - ウ 施設の通称がある、又は付す予定がある場合は、通称名。
  - (6) 添付図面のうち、建築物に関する平面図は、間取り及び各室の用途を記載すること。
  - (7) 不要の文字は、抹消すること。
  - (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

様式第2（第6条関係）

公園事業の内容の変更の同意（認可）申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

協議者（申請者）の住所及び  
氏名（記名押印又は署名）

法人にあつては、主たる事務所の  
名称及び所在地並びに代表者の氏  
名（記名押印又は代表者の署名）

\_\_\_\_\_公園\_\_\_\_\_事業の執行の同意（認可）を受けた内容を変更したいので、三重県立自然公園条例第9条第7項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

執行の同意を得た （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号				
変 更 の 内 容	事 項	変 更 前		変 更 後	
	施設の種類				
	施設の位置				
	施設の規模 及び構造				
	施設の管理 又は 経営の方法	経 営 方 法			
		料 金 徴 収			
		供 用 期 間			
変 更 年 月 日	年 月 日				
変更を必要とする 理 由					
工 事 施 行 の 予 定 期 間	年 月 日 着工 年 月 日 完了				
備 考					

(備考)

## 1 添付書類

- (1) 施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 変更に係る様式第 1 の添付書類(5)及び(11)から(14)に掲げる書類のうち変更の内容に係るもの(ただし、協議にあつては、(13)を除く。)

## 2 注意

- (1) 「執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の執行の同意書(認可指令書)記載のものを記入すること。
- (2) 「施設の種類」欄には、〇〇線道路(車道)、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「変更の内容」欄には、同意を得た(認可を受けた)事項と今回変更する事項を対比し、添付書類と照合できるよう明確に記載すること。
- (4) 「施設の管理又は経営の方法」欄には、以下の事項を記載すること。
  - ア 直営又は委託の別。委託する場合にはあつては受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
  - イ 料金徴収の有無。料金を徴収する場合にあつては標準的な額。
  - ウ 通年供用又は季節供用の別。季節供用の場合にあつてはその供用期間。
- (5) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
  - ア 変更に係る公園施設の敷地の所有関係及び使用の可否。
  - イ 当該公園施設の変更等(変更に伴う工事の施行を含む。)が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合は、関係法令名及び適用条項並びにその手続の条項。
- (6) 添付図面のうち、建築物に関する各階平面図には、間取り及び客室等の用途を記載すること。
- (7) 不要の文字は、抹消すること。
- (8) 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

様式第3（第7条関係）

公園事業の内容の軽微な変更届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所  
 〔 法人にあつては、主たる事務所の  
 所在地及び名称並びに代表者の氏  
 名（記名押印又は代表者の署名） 〕

公園 事業の内容に関し、軽微な変更をしたので、三重県立自然公園条例第9条第9項の規定により、次のとおり届け出ます。

執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号		年 月 日		第 号		
施設の種類						
変更の内容	事項	変更前		変更後		
	氏名（名称、代表者の氏名）、住所					
	施設の管理又は経営の方法	受託者				
		供用期間				
		標準額				
	供用開始予定年月日	年 月 日		年 月 日		
工事施行予定年月日	年 月 日着工 年 月 日完了		年 月 日着工 年 月 日完了			
変更した年月日	年 月 日					
変更を必要とする理由						
摘要						

- (備考) 1 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意書（認可指令書類）記載のものを記入すること。  
 2 「施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。  
 3 「施設の管理又は経営方法」欄には、以下の事項を記載すること。  
 ア 委託する場合の受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名。  
 イ 料金を徴収する場合の標準的な額。  
 ウ 季節供用する場合の供用期間。  
 4 不要の文字は、抹消すること。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第4（第8条関係）

法人の合併（分割）による公園事業の承継同意協議（承認）申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の名称、住所及び  
代表者の氏名（押印又は署名）

\_\_\_\_\_が執行する\_\_\_\_\_公園事業を承継したいので、三重県立自然公園条例第9条の3第1項の規定に基づき、次のとおり協議（申請）します。

執行の同意を得た （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
合併（分割）法人の名称、住所及び代表者の氏名	
合併（分割）した年月日	年 月 日
合併（分割）した理由	年 月 日
備考	

（備考）

1 添付書類

- (1) 合併法人等の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

2 注意

- (1) 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意書（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

## 様式第5（第8条関係）

## 相続による公園事業の承継申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名（押印又は署名）及び住所

\_\_\_\_\_が執行していた\_\_\_\_\_公園事業を承継したいので、三重県立自然公園条例第9条の3第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
施設の種類	
被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人が死亡した年月日	年 月 日
備考	

(備考)

## 1 添付書類

- (1) 相続人の住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用できることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が 2 人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

## 2 注意

- (1) 「執行の認可を受けた年月日及び番号」欄には当該事業の認可指令書記載のものを記入すること。
- (2) 「施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものについて、その法令名、適用条項及びその手続状況を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

様式第五の次に次の二十八様式を加える。

## 様式第6（第9条関係）

## 公園事業の休止（廃止）届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所

法人にあつては、名称、住所及び 代表者の氏名（押印又は署名）
-----------------------------------

\_\_\_\_\_公園\_\_\_\_\_事業を休止（廃止）したいので、三重県立自然公園  
条例第9条の4に基づき、次のとおり届け出ます。

執行の同意を得た （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする 公園施設の範囲	
休止の予定期間 （廃止の予定年月日）	年 月 日から 年 月 日まで （ 年 月 日）
休止中（廃止後）の 公園施設の 管理方法（取扱い）	
休止（廃止）を必要 とする理由	
備 考	

(備考)

## 1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真

## 2 注意

- (1) 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意書（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。
- (3) 「休止しようとする公園施設の範囲」欄には全部又は一部の別及び一部の場合はその範囲を記載すること。廃止の場合は空欄とすること。
- (4) 「備考」欄には、以下の事項を記載すること。
  - ア 他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合には、関係法令名及び適用条項並びにその手続状況
  - イ 休止期間中の公園施設の管理又は廃止後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先
- (5) 不要の文字は、抹消すること。
- (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

様式第7（第10条関係）

公園事業の執行同意（認可）失効届

年 月 日

三重県知事 宛て

届出者の氏名（押印又は署名）及び住所  
 [ 法人にあつては、名称、住所及び  
 代表者の氏名（押印又は署名） ]

\_\_\_\_\_公園\_\_\_\_\_事業執行の同意（認可）が失効したため、三重県立自然公園条例第9条の5第2項に基づき、次のとおり届け出ます。

執行の同意を得た （認可を受けた） 年月日及び番号	年 月 日 第 号
公園施設の種類	
失効した年月日	年 月 日
失効した理由	
備 考	

(備考)

1 添付書類

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 以上の概況図及び天然色写真
- (3) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消され、その他その効力が失われたことを証する書類

2 注意

- (1) 「執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号」欄には当該事業の執行の同意書（認可指令書）記載のものを記入すること。
- (2) 「公園施設の種類」欄には、〇〇線道路（車道）、〇〇宿舍等の公園事業の名称及び種類を記載すること。
- (3) 「備考」欄には、失効後の公園施設の取扱いに関する責任者の氏名及び連絡先を記載すること。
- (4) 不要の文字は、抹消すること。
- (5) 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

様式第8(1) (第12条関係)

特別地域内工作新築（改築、増築）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における工作物の新築（改築、増築）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
工 作 物 の 種 類		
施 行 方 法	敷地面積 規 模 構 造 様 式 主 要 材 料 外部の色彩 仕様の概要	
予 定 日	着 完 手 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が、行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8 (2) (第12条関係)

特別地域内木竹伐採許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）  
 ㊞

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における木竹の伐採の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
林 況	林 種	
	樹 種	
	林 齢	
	森 林 全 面 積	
	総 蓄 積	
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 面 積	
	伐 採 樹 種	
	樹 齢	
	胸 高 直 径	
	伐 採 材 積	
	伐採材積歩合	
	伐 採 設 備	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「伐採種別」欄には、主伐（単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8(3) (第12条関係)

特別地域内木竹損傷許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により、 公園の特別地域内における木竹の損傷の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	字 番地
行為地及びその付近の状況				
行為の施行方法	木竹種類			
	木竹数量			
	損傷方法			
	自然環境保全上の配慮			
行為施行者	住所	TEL( )	氏名	
行為の着手及び完了の予定日	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
関係法令による手続の進捗状況				

- 備考 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、野生動植物及び特異な地形、地質又は自然現象を示すに必要な事項を記入すること。  
 2 「損傷方法」欄には、使用器具の名称、損傷部分の別等を記入すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8(4) (第12条関係)

## 特別地域内鉱物掘採（土石採取）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
鉱物(土石)の 種 類		
施 行 方 法	掘採(採取)方法の種別	
	掘 採 (採 取) 量	
	掘 採 (採 取) 設 備	
	土地の形状を変更する箇所的位置及び面積	
	土地の形状変更の状況	
	掘採(採取)後及び土地の形状変更後の取扱い	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「掘採（採取）方法の種別」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の種別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときはその旨を、当該工事につき、鉱業法（昭和25年法律第289号）第63条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8 (5) (第12条関係)

特別地域内水位 (水量) に増減を及ぼさせる行為許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所 (法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名)

印

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における水位 (水量) の増減を及ぼす行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
水位 (水量) の増減の原因となる行為		
行 為 地 付 近 の 状 況	地 況	
	現 在 の 水 位 (水量)	
	水の利用状況	
施 行 方 法	水位 (水量) の増減の量及び範囲	
	水位 (水量) の増減の量及び時期	
	施 行 設 備	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときはその旨を、行為地が河川法の適用河川又は準用河川である場合には、同法第17条又は第18条の規定に基づく許可を受けた内容を記載すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8(6) (第12条関係)

特別地域内汚水等の排出許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における汚水等の排出の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
場 所	(指定湖沼又は湿原名)	
行為地及びその付近の状況		
汚水等の種類及び原因		
施 行 方 法	汚水等の処理施設の種類、規模及び能力	
	汚水等の水質	
	排出の時期及び量	
	指定水域等への排出方法	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。  
 2 「汚水等の種類及び原因」欄には、厨房からの雑廃水、〇〇製造による工場廃水等、汚水等の排出の原因となる行為及び汚水等の種類を詳細に記入すること。  
 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。  
 4 不要の文字は、抹消すること。  
 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8(7) (第12条関係)

特別地域内広告物設置等許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）  
 ㊤

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における広告物等の掲出等の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
広告物等の種類		
施 行 方 法	工作物として設置する場合の敷地面積	
	掲出され、又は表示される工作物の種類及び場所	
	規 模	
	構 造	
	主 要 材 料	
	色 彩	
	表 示 の 内 容	
予 定 期 日	着 工	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときはその旨を、行為地が河川法の適用河川又は準用河川である場合には、同法第17条又は第18条の規定に基づく許可を受けた内容を記載すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8 (8) (第18条関係)

特別地域内物の集積 (貯蔵) 許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所 (法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名)

㊞

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における物の集積 (貯蔵) の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
行為地及びその付近の状況		
集積 (貯蔵) 物の種類		
施 行 方 法	集積 (貯蔵) 方法	
	土地使用面積	
	関連行為の概要	
	集積 (貯蔵) 備設	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考
- 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
  - 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 3 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、転石の除去等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。  
なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
  - 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
  - 5 不要の文字は、抹消すること。
  - 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8(9) (第12条関係)

## 特別地域内水面埋立(干拓)許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所(法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名)

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における水面埋立(干拓)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
施 行 方 法	埋立(干拓)面積	
	工 事 方 法	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8（10）（第12条関係）

特別地域内土地形状変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊤

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における土地の形状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
土地の形状変更の原因となる行為		
行為地の状況		
施 行 方 法	施 行 面 積	
	施行に伴う土地の形状変更の状況	
	施 行 設 備	
	施行後の取扱	
予 定 期 日	着 工	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8（11）（第12条関係）

特別地域内高山植物等採取（損傷）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における高山植物等の採取（損傷）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
施 行 方 法	採取（損傷）物の種類	
	採取（損傷）物の数量	
	採取（損傷）方法	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「採取（損傷）方法」欄には、使用器具の名称、採取（損傷）部分の別等を記載すること。
- 3 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8（12）（第18条関係）

特別地域内植物植栽（播種）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により、公園の特別地域内における植物植栽（播種）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	番
行為地及びその付近の状況				
行為の施行方法	植栽（播種）面積			
	植物種類			
	植栽（播種）数量			
	植栽（播種）方法			
	管理方法			
	自然環境保全上の配慮			
行為施行者	住 所	TEL( )	氏名	
行為の着手及び完了の予定日	着 手	年	月	日
	完 了	年	月	日
関係法令による手続の進捗状況				

- 備考 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、野生動植物及び特異な地形、地質又は自然現象を示すに必要な事項を記入すること。  
 2 「植物種類」欄には、植栽又は播種をする植物の種類（変種である場合は、変種レベルまで）を記入すること。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8 (13) (第12条関係)

特別地域内動物捕獲（殺傷）及び卵採取（損傷）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊞

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における動物等の捕獲（殺傷、採取、損傷）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
行為地及びその付近の状況		
施 行 方 法	捕獲（殺傷、採取、損傷）の数量	
	捕獲（殺傷、採取、損傷）の方法	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。
- なお、詳細については、添付図面に表示すること。
- 3 「捕獲（殺傷、採取、損傷）の方法」欄には、捕獲（殺傷、採取、損傷）方法、使用器具の名称等を記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 5 不要の文字は、抹消すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8（14）（第12条関係）

特別地域内動物の放出（家畜の放牧）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により、公園の特別地域内における動物の放出（家畜の放牧）の許可を受けたいので、次のとおり申請をします。

行為の目的				
行為の場所	三重県	市 郡	大字 町	番地
行為地及びその付近の状況				
行為の施行方法	動物（家畜）の種類			
	動物（家畜）の数量 （頭数）			
	動物の放出（家畜の放牧）の方法			
	管理方法			
	自然環境保全上の配慮			
行為施行者	住所	TEL（ ）	氏名	
行為の着手及び完了の予定日	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
関係法令による手続の進捗状況				

- 備考 1 「行為地及びその付近の状況」欄には、野生動植物及び特異な地形、地質又は自然現象を示すに必要な事項を記入すること。
- 2 「動物（家畜）の種類」欄には、放出する動物（放牧する家畜）の種類（亜種である場合は、亜種レベルまで）を記入すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第8（15）（第12条関係）

## 特別地域内工作物等色彩変更許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊟

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における  
の色彩変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
施 行 方 法	色 彩 を 変 更 す る 工 作 物	
	色 彩 を 変 更 す る 箇 所	
	現 在 の 色 彩	
	変 更 後 の 色 彩	
	仕 様 の 概 要	
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を、「 の色彩変更」の箇所には、「屋根の色彩変更、壁面の色彩変更」等色彩を変更する工作物の種類を記入すること。
- 2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

## 様式第8（16）（第12条関係）

## 特別地域の指定区域内への立入許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊞

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における同項第13号の区域への立入りの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的	
場 所	県、市、郡、町大字、小字、地番
行 為 地 及 び その付近の状況	
立入人数及び 氏 名	
立入経路又は 範 囲	
立 入 方 法	
立 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
備 考	

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
なお、詳細については、添付図面に示すこと。
- 3 「立入人数及び氏名」欄には、申請者を含めた人数及び全員の氏名を記入すること。
- 4 「立入方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所にとどまって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 5 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。
- 6 不要の文字は、抹消すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8（17）（第18条関係）

特別地域 内車馬（動力船、航空機）の使用  
（着陸）許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）  
⑩

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における車馬（動力船、航空機）の使用（着陸）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
場 所	県、市、郡、町大字、小字、地番	
行為地及びその付近の状況		
車馬（動力船、航空機）の種類及び数		
使用（着陸）範囲及び面積		
使用（着陸）方法		
予 定 地	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
なお、詳細については、添付図面に示すこと。
- 3 使用（着陸）方法欄には、例えば自動車を時速50キロメートルで1日2回1周させる等の行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
- 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記入すること。
- 5 不要の文字は、抹消すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8（18）（第12条関係）

特別地域内における知事が定める行為許可申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては名称、住所及び代表者の氏名）

㊤

三重県立自然公園条例第16条第4項の規定により 公園の特別地域内における同項第15号の知事の定める行為の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

指 定 行 為		
目 的		
場 所	県、市、郡、町大字、小字、地番	
行為地及びその付近の状況		
行為に係る使用範囲及び面積		
行為の方法		
予 定 期 日	着 手	
	完 了	
備 考		

- 備考 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。  
 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
 3 「行為の方法」欄には、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。  
 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況を記載すること。  
 5 不要の文字は、抹消すること。  
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第9（第19条関係）

利用調整地区内への立入許可申請書

年 月 日

三重県知事又は  
指定認定機関

宛て

申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名）

㊦

三重県立自然公園条例第18条第2項の規定により 公園の利用調整地区内への立入りの認定を受けたいので、次のとおり申請します。

目 的		
行 為 地	県、市、郡、町大字、小字、地番	地 目
行為地及びその付近の状況		
立入人数及び氏名		
立入経路又は範囲		
立入方法		
立入期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）	
備 考		

- 備考
- 1 申請文の「 公園」の箇所には、当該県立公園の名称を記入すること。
  - 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、地形、植生等周辺の状況を示すに必要な事項を記入すること。  
なお、詳細については、添付図面に表示すること。
  - 3 「立入人数及び氏名」欄には、申請者を含めた人数及び全員の氏名を記入すること。
  - 4 「立入方法」欄には、1日2回通行する、特定の場所にとどまって調査を行う等、行為地内での活動状況、頻度等を記入すること。
  - 5 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記載すること。
  - 6 不要の文字は、抹消すること。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第10（第20条関係）

立 入 認 定 証	
利用調整地区名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 時 分から 時 分まで)
第 号	年 月 日
三重県知事又は 指定認定機関 印	
氏 名	
住 所	
目 的	
その他	
備考 利用調整地区に立ち入る際には、必ず携帯すること。	

(規格A6版)

- 備考 1 再交付する立入認定証については、その旨明記すること。  
 2 不要の文字は、抹消すること。

様式第11（第29条関係）

〇〇県立公園内（ ）行為届出書	
年 月 日	
三重県知事	宛て
申請者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、住所及び代表者の氏名） Ⓜ	
〇〇県立公園普通地域（特別地域）内において（ ）したいので、三重県立自然公園条例第26条（第16条第6項、第7項、第8項）の規定により設計書（施行方法書）及び図面を添えて届け出ます。	
「注意事項」設計書（施行方法書）は、許可申請の様式に準ずる。	

## 様式第 12 (第 33 条関係)

## 生態系維持回復事業確認 (認定) 申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

公園における

生態系維持回復事業の実施に係る確認 (認定) を受けたいので、三重県立自然公園条例第 30 条の 3 第 4 項の規定により、次のとおり申請します。

生態系維持回復事業 を行う期間	
生態系維持回復事業 を行う区域	
生態系維持回復事業 の内容	
備考	

備考 1 申請文の「\_\_\_\_\_公園」の箇所には当該三重県立自然公園の名称を、  
「\_\_\_\_\_生態系維持回復事業」の箇所には生態系維持回復事業計画の名称  
を記載すること。

2 「生態系維持回復事業を行う期間」欄には、当該生態系維持回復事業を行う期間を  
記載すること。なお、生態系維持回復事業の内容が複数となる場合であつて、それ  
ぞれの事業内容によって生態系維持回復事業を行う期間が異なる場合には、生態系  
維持回復事業の内容ごとに記載すること。

3 「生態系維持回復事業を行う区域」欄には、生態系維持回復事業を行う区域を具体  
的に記載すること。また、当該区域を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の区域図を添  
付すること。

4 「生態系維持回復事業の内容」欄には、生態系維持回復事業の内容、方法、使用又  
は設置する機材等について概要を記載すること。また、生態系維持回復事業の内容  
が複数となる場合は、それぞれの概要を記載すること。

5 「備考」欄には次の事項を記載すること。

(1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み

(2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出  
を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況

- (3) 関連する計画の有無（有る場合にはその名称）
- (4) 事業の実施結果に関する情報提供及び生態系維持回復事業実施計画書を見直した際の情報提供の方法
- 6 申請にあたっては、生態系維持回復事業実施計画書（様式第 13）を添付すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

## 様式第13（第33条関係）

## 生態系維持回復事業実施計画書

申請者 住所  
氏名

（法人にあつては、所在地、名称又は代表者氏名）

- 1 三重県立自然公園の名称
- 2 生態系維持回復事業の名称
- 3 生態系維持回復事業を行う期間
- 4 生態系維持回復事業の目標
- 5 生態系維持回復事業を行う区域
- 6 生態系維持回復事業の内容
  - (1) 生態系の状況の把握及び監視
  - (2) 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
  - (3) 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
  - (4) 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
  - (5) 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
  - (6) 前各号に掲げる事業に必要な調査等
- 7 備考

備考 1 「生態系維持回復事業の名称」は、生態系維持回復事業計画の名称を記載すること。

2 「生態系維持回復事業の目標」は、維持又は回復すべき対象を明確にした上で、生態系維持回復事業の目標を具体的に記載すること。

3 「生態系維持回復事業を行う期間」は、生態系維持回復事業を行う期間を具体的に記載すること。

4 「生態系維持回復事業を行う区域」は、生態系維持回復事業を行う区域を具体的に記載すること。

5 「生態系維持回復事業の内容」は、次の事項を記載すること。また、必要に応じ

てその詳細を添付図面に表示すること。ただし、実施しない事業については記載を要しない。

- (1) 「生態系の状況の把握及び監視」は、調査・監視の対象とする動植物等の種類、項目、内容、実施方法（調査・監視の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、目標、関連行為の概要（調査・監視のための動物の捕獲等）等について記載すること。
  - (2) 「生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除」は、防除の対象とする動植物の種類名、防除の実施方法（捕獲等する個体数や個体数調整の目標、捕獲等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施時期、実施期間等）、捕獲等をした動植物の取扱い、在来生物の錯誤捕獲を避けるための措置、目標、関連行為の概要（仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
  - (3) 「動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善」は、生態系を構成する動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善を図るための事業の内容、実施方法（実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間、規模、構造、主要材料、外部仕上げ、色彩等）、目標、関連行為の概要（土地の形状変更、残土処理、仮工作物の設置等）等について具体的に記載すること。
  - (4) 「生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖」は、保護増殖する動植物の種類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
  - (5) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を類名、保護増殖の実施方法（保護増殖する動植物の数量、入手等の方法、使用又は設置する機材、実施箇所、実施面積、実施時期、実施期間等）、目標、管理方法等について具体的に記載すること。
  - (6) 「生態系の維持又は回復に資する普及啓発」は、普及啓発の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
  - (7) 「前各号に掲げる事業に必要な調査等」は、生態系維持回復事業を実施する上で必要な調査・試験研究、動植物の生息・生育環境等の生態系の管理手法に関する調査・試験研究等の内容、実施方法、目標、実施時期、実施期間等について具体的に記載すること。
- 6 「備考」は、次の事項を記載すること。
- (1) 関連する計画がある場合には、その名称を記載するとともに、当該計画との整合を図る上で留意すべき事項等について具体的に記載すること。
  - (2) 使用又は設置した機材等がある場合の事業実施後の取扱い、事業を実施する際の留意事項（従事者台帳の作成及び管理、事業実施に関する周知方法等）等について記載すること。

様式第 14 (第 35 条関係)

生態系維持回復事業変更確認 (認定) 申請書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

\_\_\_\_\_公園における\_\_\_\_\_生態系維持回復事業の確認 (認定) を受けた事項を変更したいので、三重県立自然公園条例第 30 条の 3 第 7 項の規定により、次のとおり申請します。

確認を受けた (認定を受けた) 年月日及び番号		年 月 日付け第 _____ 号	
変更の 内容	事項	変更前	変更後
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
備 考			

- 備考 1 「確認 (認定) を受けた年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書 (認定通知書) 記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には、確認 (認定) を受けた事項と今回変更する事項とを対比して明示すること。
- 3 「生態系維持回復事業を行う区域」を変更する場合には、当該区域を明らかにした縮尺 1:25,000 以上の区域図を添付すること。
- 4 「備考」欄には次の事項を記載すること。
- (1) 土地所有者等関係者の諾否又はその見込み
  - (2) 他の法令の規定により、当該事業が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
- 5 申請に当たっては、変更後の生態系維持回復事業実施計画書 (様式第 13) を添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

様式第 15 (第 36 条関係)

生態系維持回復事業軽微変更届出書

年 月 日

三重県知事 宛て

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名)

\_\_\_\_\_公園における\_\_\_\_\_生態系維持回復事業の  
\_\_\_\_\_を変更したので、三重県立自然公園条例第 30 条の 3 第 9 項の規定により次のとおり届け出ます。

確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号	年 月 日付け第 号	
変更の内容	変更前	変更後
変更した年月日		
備考		

- 備考 1 「確認を受けた(認定を受けた)年月日及び番号」欄には、当該事業の実施に係る確認通知書(認定通知書)記載のものを記載すること。
- 2 「変更の内容」欄には変更した事項を記載するとともに、確認を受けた(認定を受けた)内容と今回変更した内容とを対比して明示すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4 とすること。

様式第16（第42条関係）

表

第	号		
身 分 証 明 書			
所 属			
職 名		氏 名	
年 月		日交付	
三重県知事			印
<p>この証明書を携帯する者は、三重県立自然公園条例第9条の7第2項及び第24条第2項、第28条第3項、第30条第3項又は第43条第4項に規定する立入検査、実地調査等を行う職員です。</p>			

## 裏

## 三重県立自然公園条例（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

- 第28条** 知事は、県立公園の保護のために必要があると認めるときは、第16条第4項若しくは第17条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第26条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を執ることを命じられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 2 知事は、第16条第4項、第17条第3項第7号、第26条第2項又は前条の規定による処分をするために必要があると認めるときはその必要な限度において、その職員に、県立公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第16条第4項各号、第17条第3項第7号若しくは第26条第2項に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。
- 3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の三重県立自然公園条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の三重県立自然公園条例施行規則の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書室  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---